

○インフルエンザ出校停止期間について○

インフルエンザ流行の兆しがあります。

体調が優れない場合は、早めに医療機関への受診をお勧めします。
 インフルエンザの診断が出た場合は、学級担任へ連絡をお願いします。
 出校停止の期間は下記の通りです。登校再開の際は必ず確認をされて下さい。

インフルエンザ発症後の登校可能な日は、学校保健安全法により

「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過してから」

とされています。

①発症して5日経っていること（発熱した翌日を1日目とする）

②熱が下がってから2日経っていること

2つの条件をどちらも満たす必要があります。

「出席停止証明書」提出の必要はありませんが、医療機関受診後に学級担任へ必ず連絡をお願いします。感染性胃腸炎の際も必ずご連絡ください。

例	発症日	発症後5日間(出校停止期間)					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に解熱した場合		解熱 	1日目 	2日目 			登校OK!		
発症後2日目に解熱した場合			解熱 	1日目 	2日目 		登校OK!		
発症後3日目に解熱した場合				解熱 	1日目 	2日目 	登校OK!		
発症後4日目に解熱した場合					解熱 	1日目 	2日目 	登校OK!	
発症後5日目に解熱した場合						解熱 	1日目 	2日目 	登校OK!